

大隅国における建久図田帳体制の成立過程

— 禰寝院の事例を中心に —

日隈正守〔鹿児島大学教育学部教授〕

HINOKUMA Masamori〔Professor, Kagoshima University, Faculty of Education〕

キーワード：禰寝院、建部氏、大宰府領、大隅国正八幡宮、大隅国建久図田帳

はじめに

今まで中世前期における荘園と公領との関係については、全体的な構造⁽¹⁾や国別の個別的研究⁽²⁾が積み重ねられてきた。九州地方については、鎌倉初期に幕府が各国衙に作成を命じた建久図田帳が存在している⁽³⁾。九州地方の場合建久図田帳が作成された時期が、中世的支配体制が整備された時期であると考えられている⁽⁴⁾。

筆者も薩摩国・大隅国を素材として、建久図田帳に記載されている状態が形成されてきた経緯を分析する研究をいくらかは行ってきた⁽⁵⁾。本稿では、大隅国の中で禰寝院の事例を取り上げて考察していきたい。禰寝院は、北部が島津荘寄郡、南部が大隅国の国一宮である大隅国正八幡宮の社領となっている⁽⁶⁾。鎌倉前期における禰寝院において、北部が島津荘寄郡、南部が大隅国正八幡宮の社領化した理由は何か、この点について本稿では考察していきたい。

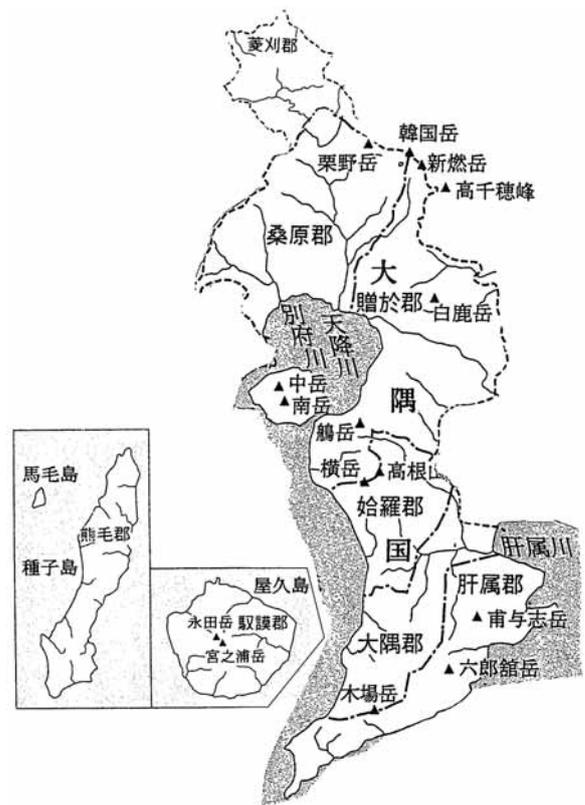
第一章 禰寝院北俣・南俣の成立過程。

本章では、禰寝院北俣・南俣の形成過程について考察していく。

まず第一節で禰寝院の成立過程を考察し、第二節で禰寝院北俣・南俣の分出過程について考察していく。

第一節 禰寝院の形成過程。

九世紀前期以降の大隅国は、桑原・贈於・菱刈・始羅・肝属・大隅・熊毛・馭謨八郡により構成されていた。大隅国衙は、桑原郡または贈於郡におかれていた⁽⁷⁾。後の禰寝院の領域は、肝属・大隅両郡に属していた。即ち禰寝院北部に属する大禰寝地域は肝属郡川上郷⁽⁸⁾、大禰寝以外の主な禰寝院北部地域は大隅郡大阿郷⁽⁹⁾、禰寝院南部の中心部は大隅郡禰覆郷⁽¹⁰⁾、禰寝院南部の佐多地域は肝属郡鷹麻郷⁽¹¹⁾等のように、大隅半島先端部は肝属・大隅両郡に属していた。平安前・中期における大隅国の部分を図示したものを図表①として掲げる。



図表① 原口泉他『(県史46)鹿児島県の歴史』(山川出版社、平成12年) 86頁

一一世紀半ばに入ると、地方行政単位である郡郷制が改編される⁽¹²⁾。大隅国の場合も同様で、一一世紀半ばに大隅国内において郡郷制が改編されている事を示す史料として治暦五年(一〇六九)正月二九日付藤原頼光讓状写がある⁽¹³⁾。同讓状写を史料①として掲げる。

史料①

(端裏書)

「頼光所領配分帳案文治暦五年正月廿九日」

謹辭、

宛行所領田畠等事、

一、頼経宛給、

祢寝院内參村、大祢寝、濱田、大始娘、^(良カ)

桑東郷、田畠者、在坪付抄帳、

一、頼利宛給、

贈雄郡所領田畠者、在坪付抄帳、

一、権大掾頼貞宛給、

祢寝院内、參村、田代、志天利、佐多、在坪付抄帳、

一、女子宛給、

小川院所領田畠者、在坪付抄帳、

一、弟頼重宛給、

吉田院所領田畠者、在坪付抄帳、

一、弟女宛給、

桑西郷所領田畠者、在坪付抄帳、

右件田畠等、任先祖所領各所相傳之状、宛給如件、但可蒙國判、仍注事状、以解、

治暦五年正月廿九日
^(裏書)
「在判」法名佛子寂念
俗名散位藤原頼光^{在判}

史料①に記載されているように、大隅国内では平安前期・中期に存在していた地方行政単位としての郡が解体し、国に直属する行政単位として郷・院が出現している。元來郷は、郡の下部の行政単位であった。院は、収納物を納める正倉群である院の所在地に即して、旧來の郡郷を再編成したものである⁽¹⁴⁾。史料①から、一一世紀半ばの時期に大隅国内においても郡郷制の改編が行われたと考えられてきた⁽¹⁵⁾。

最近大隅国内の郡郷制改編の時期を北部九州と同様一一世紀初期まで遡及させる指摘もあるが⁽¹⁶⁾、私は、現時点においては、大隅国の郡郷制改編時期は一一世紀中頃と考えておきたい⁽¹⁷⁾。

史料①を發給した藤原頼光は、子頼貞が「権大掾」である事を踏まえると、大隅国衙の在庁官人である可能性が強いと思う。藤原頼光一族は、所有している田畠の広さから、恐らく大隅国衙の最有力な在庁官人であった可能性も強いと考えられる。

第二節 禰寝院北俣と同院南俣との分離について。

史料①には、禰寝院が三村ずつ分割相続されている。故に禰寝院は、一一世紀中頃までには成立して

いたと考えられる。また史料①においては、藤原頼経が禰寝院内の大禰寝・濱田・大始良三村を譲与され、権大掾藤原頼貞も禰寝院内の田代・志天利・佐多三村を相伝している事が分かる。

鎌倉初期に作成された大隅国建久凶田帳に拠れば、禰寝（院）北俣（禰寝院北部）は島津荘寄郡、禰寝（院）南俣は大隅国正八幡宮領になっている。大隅国建久凶田帳の中の禰寝（院）北俣・南俣項の記載を史料②として掲げる⁽¹⁸⁾。

史料②

禰寝南俣四十丁、

正宮領、 本家八幡、 地頭掃部頭、

郡本三十丁丁別廿疋、 元建部清重所知、

賜大将殿御下文菱刈六郎重俊知行之、 但去文治五年以後、 号府別府、 以多丁弁四百疋之外、 不弁社家年貢、 不随国務、 任自由、 知行之、

佐汰十丁丁別廿疋、

賜大将殿御下文建部高清知行之、

(中略)

嶋津庄、 殿下御領、 地頭衛門兵衛尉、

(中略)

寄郡七百十五丁八段三丈

(中略)

禰寝北俣四十丁五段四丈

(後略)

史料②から、禰寝院南俣は鎌倉初期の時点で大隅国正八幡宮の社領、禰寝院北俣は島津荘寄郡である事が確認できる。このように禰寝院北俣が島津荘寄郡、禰寝院南俣が大隅国正八幡宮の社領というように禰寝院北俣と南俣とで異なる領有形態になれば、禰寝院は北俣と南俣とに分離せざるをえなくなる。

近年白河院政期における立荘・荘園拡大の動向を踏まえて、大隅国内における島津荘域拡大の動きを一二世紀初期に遡及させる見解も出てきている⁽¹⁹⁾。この点につき以下考察したい。一二世紀初期大隅国内に大隅国正八幡宮の社領が形成されている。その事を示す年月日不詳大隅（国）正八幡宮神社次第写の当該部分を史料③⁽²⁰⁾として掲げる。

史料③

(前略)

四所別宮 始良庄 荒田庄
栗野院 蒲生院

同其以後、 鹿屋恒見若宮、 吉田院善神王、 加治木若宮善神王、 禰寝院若宮、

(後略)

史料③は、大隅国正八幡宮の末社が配置されていた順を記載したもので、大隅国正八幡宮の社領形成過程を窺う事ができる。四所別宮が勧請された時期は、始良庄域が大隅国正八幡宮に寄進された時期が長久年間(一〇四〇～一〇四四)であると考えられている⁽²¹⁾。また始良荘とほぼ同時期に荒田荘・栗野院・蒲生院内の大隅国正八幡宮の社領が形成された事が分かる。故に荒田荘・栗野院・蒲生院内の大

隅国正八幡宮の社領が形成された時期は、一一世紀中期～後期であったと考えられる。

それ以後大隅国正八幡宮の社領となった地域が鹿屋院恒見・吉田院・加治木郷・禰寝院である。鹿屋院はほとんどが島津荘域化した所であるし⁽²²⁾、吉田院は島津荘寄郡である薩摩国鹿児島郡や満家院に隣接している。禰寝院も北部である禰寝(院)北俣(北部)は、前述のように島津荘寄郡の一部である。

これに対して禰寝(院)南俣(南部)は、前述のように大隅国正八幡宮の社領である。禰寝院南部が大隅国正八幡宮の社領となった時期を示す保安二年(一一二一)正月一〇日付大隅国権大掾建部親助解状写⁽²³⁾を、史料④として掲げる。

史料④

(外題)

(中原師光)

「如申状者、行道之所企尤謀反之至也、可停止其妨之、(花押)」

(1)権大掾建部親助解、申請、國裁事、

言上薩摩國住人平行道、依為妹夫、禰寝院南俣令讓渡由無實子細状、

右、謹檢案内、(2)件南俣先祖相傳之所領也、而父頼親宿称、以去天永三年四月十八日死去之後、親助為嫡男、請繼令領掌之間、彼頼親存生之時、年々官物旁負物、蒙其責之日、無術計、相副本公驗於新券、沾渡於伯父掾頼清畢、以何證文彼行道可沙汰之由、可讓沙汰哉、尤大無実也、若任愚意、行道可沙汰之由令申者、(3)以去年十二月、於國衙并正宮政所祭文由口、可令進上哉者、任実正言上如件、以解、

保安二年正月十日

権大掾建部親助

史料④の傍線部(1)・(3)から、禰寝院南俣をめぐる所領相論において、大隅国権大掾建部親助は、大隅国衙と大隅国正八幡宮に対して祭文を提出している事が分かる。禰寝院南俣をめぐる所領相論に際して、大隅国正八幡宮に祭文を提出したのは禰寝院南俣が大隅国正八幡宮の社領になっていたからであると考えられる。故に禰寝院南俣が大隅国正八幡宮に寄進されたのは、一二世紀初期以前であると考えられる。禰寝院南俣が大隅国正八幡宮の社領化された事は、禰寝院北俣が島津荘の寄郡化された事に対する結果であると考えられる。故に禰寝院北俣は、当該期までには島津荘の寄郡化したと考えられる⁽²⁴⁾。

以上の考察から一二世紀初頭には禰寝院北部は島津荘の寄郡化し、禰寝院南部は大隅国正八幡宮の社領化していると想定される。従って禰寝院が北俣と南俣に分離したのは、一二世紀初頭であると考えられる。

本節では、禰寝院の北俣・南俣への分離過程について考察した。その結果一二世紀初頭禰寝院北部は島津荘寄郡となり、禰寝院南部は大隅国正八幡宮の社領化したと考えられる。故に禰寝院は、一二世紀初頭に北俣と南俣とに分離したと思われる。

本章では禰寝院の形成過程と禰寝院の北俣・南俣への分離過程について考察した。その結果、禰寝院は一一世紀半ば頃の大隅国内における郡郷制の改編過程の中で成立した事、一二世紀初頭禰寝院北部は島津荘寄郡、禰寝院南部は大隅国正八幡宮の社領化した結果、禰寝院が北俣と南俣とに分離したと考えられる事を明らかにした。

第二章 禰寝院南俣の大宰府領化・大隅国正八幡宮の社領化過程。

本章では、禰寝院南俣が大宰府の府領化、大隅国正八幡宮の社領化した経緯について検討を加える。

まず第一節で禰寝院南俣が大宰府の府領化した経緯について考察し、次に大隅国正八幡宮の社領化した経緯について検討したいと考える。

第一節 禰寝院南俣の大宰府領化の経緯。

本節では、禰寝院南俣が大宰府領化した経緯について考察していく。

前掲史料①では、藤原頼光が禰寝院北部に位置していた大禰寝・濱田・大始良三村は頼経に譲与され、禰寝院南部に位置していた田代・志天利・佐多三村は権大掾頼貞に譲与された。前述のように頼貞は大隅国衙の権大掾であるので、頼光も大隅国権大掾であった可能性がある。即ち藤原頼光は、大隅国衙の在庁官人であった可能性がある。

禰寝院北部は、藤原頼光から頼経に譲与された。しかしその後禰寝院北俣の領有者は、他系統の藤原氏に変わったと考えられている⁽²⁵⁾。

これに対して、一二世紀初頭における禰寝院南俣の領有者は、前掲史料④の傍線部(1)・(2)を見ると、建部頼親と記載されている。史料①で禰寝院南俣を藤原頼光から譲与されたのは、大隅国権大掾頼貞である。頼貞から禰寝院南俣を継承した建部頼親は、頼貞の「頼」の字を名乗っている。また史料④の傍線部(1)・(2)から建部頼親の子親助が大隅国権大掾である事が確認されるので、親助の父頼親も大隅国権大掾である可能性がある。頼親が大隅国権大掾であるとすれば、頼親の権大掾職は頼貞から継承した可能性が考えられる。藤原頼貞から建部頼親が禰寝院南俣の領有権と大隅国衙の権大掾職を受け継いでいる事を踏まえると、藤原頼貞と建部頼親との間にはどのような関係を想定すれば良いのであろうか。

建部頼親は、権大掾職である藤原頼貞の婿養子の可能性はないであろうか。建部頼親は、男子のいない藤原頼貞の婿養子として頼貞の所職を継承したと考えられる⁽²⁶⁾。当該期九州においては、所職が女系に相伝される事が多かった⁽²⁷⁾。禰寝院南俣の場合も、在庁系藤原氏から建部氏に相伝されたと考えられる。

建部氏の出自については詳かではないが、大宰府の府官に建部氏の存在が確認される事から⁽²⁸⁾、大宰府の府官に出自を有すると考えられている。建部氏は前掲史料④傍線部(2)に記載されているように、一二世紀初頭禰寝院南俣を領有し、大隅国衙に納めるべき年貢が滞っていた。この年貢滞納については、保安二年(一一二一)六月一日付大隅国正八幡宮政所下文写にも関連の記述がある⁽²⁹⁾。同政所下文写を史料⑤として掲げる。

史料⑤

正宮政所下、留守神人等所、

可令致早事实者差遣神人等於沙汰禰寝院南俣村事

(1)右件村、貫主親助宿祢先祖相傳私領也、(2)而府御領物并旁負物等、親助其弁無為方之間、適先祖所領也、非可沽與於他人之由申、伯父御馬所檢校頼清所沽渡也、隨任彼渡文旨、無他妨可領掌頼清之由、府國與判明白也、仍年来令領掌之處、親助妹夫薩摩國住人平行道擬成妨之由、有其聞者、事实者、早差遣神人等、可令致沙汰之由、所仰如件、故下、

保安二年六月十一日

執印大法師(花押)

祝部漆嶋

権政所檢校息長(花押)

宮主法師(花押)

史料⑤の傍線部(2)に、建部氏が滞納した年貢として「府御領物」がある。この「府」は、大宰府を指すと考えられる。故に当該期禰寝院南俣は大宰府の府領である事が確認される。禰寝院南俣が大宰府の府領になった理由として、建部氏が大宰府官の出であると考えれば理解しやすい。

建部氏が大隅国衙の在庁官人である藤原氏と姻戚関係を結び、大隅半島先端部の禰寝院南俣を領有した理由を考察しなければならない。建部氏が藤原頼貞の婿になり禰寝院南俣を領有した時期は、一一世紀末期頃であると考えられる。一一世紀末期には、大宰府と大隅国正八幡宮の対立事件も起きている⁽³⁰⁾。建部氏の禰寝院南俣領有は、九州管内を統制し、次第に対立を強めつつあった大隅国正八幡宮側に対する大宰府側の楔の意味があったのではないかと考えられる。大宰府は九州南部を掌握し、大隅国正八幡宮に対してにらみを利かせる目的で、建部氏を大隅国衙の在庁官人である藤原氏に入り婿させたと考えられる。従って禰寝院南俣が大宰府の府領となった時期は、建部頼親が藤原頼貞に入り婿した一一世紀末期頃であると考えられる。

本節では、禰寝院南俣が大宰府の府領化する経緯について考察した。その結果府官系建部氏が大宰府の支援を得て、大隅国衙の在庁官人藤原氏に入り婿した事、禰寝院南俣は、建部氏が入り婿した一一世紀末頃大宰府の府領となったと想定される事を解明した。

第二節 禰寝院南俣の大隅国正八幡宮の社領化の経緯。

本節では、禰寝院南俣が大隅国正八幡宮の社領化する経緯について考察したい。

前掲史料④・⑤から窺えるように、一二世紀初頭建部氏の禰寝院南俣支配は行き詰まっていた。大隅国衙・大宰府等に対する年貢滞納で、建部氏の領主権は不安定化していた。建部氏は、本来府官系としての出自を有していたが、大隅国権大掾藤原頼貞に入り婿して以来大隅国衙の在庁官人としての性格を強めた。大隅国衙は、大隅国一宮である大隅国正八幡宮と密接な関係を有していた⁽³¹⁾。建部氏は、大隅国衙とともに大隅国正八幡宮と緊密な関係を結んでいく。その事は、当該期建部氏の当主が大隅国正八幡宮の神官となっている事に示されている。

史料⑤は、大隅国正八幡宮政所が建部氏の禰寝院南俣領有権を守るために発給した下文の写である。この政所下文では、禰寝院南俣の元領主建部親助は「貫主」、親助の伯父で禰寝院南俣の現領主頼清は「御馬所検校」である。親助の「貫主」は、大宰府領を支配する役人であると考えられる⁽³²⁾。しかし頼清の「御馬所検校」は、大隅国正八幡宮の神官職である⁽³³⁾。建部親助から禰寝院南俣を買得した伯父頼清に何故それだけの財力があつたのかは詳かではないが、頼清は大隅国一宮大隅国正八幡宮の神官であつた事がその財力と関係があると思われる。建部頼清が甥親助から禰寝院南俣を買得する際、大隅国正八幡宮の支援を得ていた可能性がある。建部頼清が甥親助から禰寝院南俣を買得後、禰寝院南俣を安定して領有するために、大隅国正八幡宮に寄進したと考えられる⁽³⁴⁾。

建部頼清が禰寝院南俣を大隅国正八幡宮に寄進した理由を考察していきたい。

前掲史料④に記載されているように、建部頼親は官物等を滞納したまま天永三年(一一一二)に死去した。前掲史料④・⑤に記載されているように頼親の跡は、親助が継承した。しかし親助は累積した年貢未進に対応できず、伯父頼清に禰寝院南俣を売却した。大隅国正八幡宮の神官であつた建部頼清は、禰寝院南俣を大隅国正八幡宮に寄進した。

建部頼清が禰寝院南俣を大隅国正八幡宮に寄進した理由は、頼清が買得した禰寝院南俣をめぐる領有権争いを有利に展開するためである。前掲史料④・⑤に記載されているように、建部親助の妹の夫である薩摩国住人平行道が禰寝院南俣に対する領有権を主張し、相論が展開したのである。

平行道の出自は詳かではないが、薩摩平氏の一族であると考えられる。薩摩平氏は、大宰府との関係

が深い。平行道が禰寝院南侯の領有権を主張した背景として、中世成立期の九州では、姻族に所職が相伝されていく傾向が強い事が指摘されている⁽³⁵⁾。

しかし平行道を支援した勢力として、大宰府が考えられないであろうか。九州南部を掌握する目的で、大宰府は府官の1人であった建部氏を禰寝院南侯に派遣した。しかし建部氏は、大隅国衙の在庁官人である藤原氏と姻戚関係を結んだ結果国衙在庁職を相伝し、その上大隅国一宮である大隅国正八幡宮の御馬所検校職を兼任するというように、大隅国衙や大隅国一宮と結びつき、大宰府の思うように動かなくなりつつあったのではないかと考えられる。故に大宰府としては、大宰府の府官の系譜を引く平行道を支援して、九州南部の再掌握を意図していたと思われる。しかし一二世紀前期の禰寝院南侯の領有権をめぐる相論は、大隅国衙や大隅国一宮と結びついた建部氏が禰寝院南侯の領有権を保持する事に成功した⁽³⁶⁾。

本節では、建部頼清が禰寝院南侯を大隅国正八幡宮に寄進した理由について考察した。その結果本来大宰府の府官系である建部氏は、姻族藤原氏から大隅国衙の在庁職を受継ぎ、大隅国一宮大隅国正八幡宮の持つ宗教的権威を借り受け禰寝院南侯を安定的に支配する目的で、大隅国正八幡宮に寄進したと考えられる。

第三章 平安末期～鎌倉前期における建部・藤原両氏の領有権争いと禰寝院南侯支配の意味について。

本章では、平安末期から鎌倉前期における禰寝院南侯をめぐる建部氏と姻族藤原氏との領有権争いと禰寝院南侯を支配する事の持つ意味について考察していきたい。第一節では平安末期から鎌倉前期にかけての禰寝院南侯をめぐる建部氏と建部氏の姻族藤原氏との領有権争いについて考察し、第二節では平安後期から鎌倉前期にかけて禰寝院南侯をめぐる領有権争いが数回勃発した理由について検討していきたい。

第一節 平安末期～鎌倉前期における建部・藤原両氏の領有権争い。

本節では、平安末期から鎌倉前期にかけて禰寝院南侯の領有権をめぐる建部氏と姻族藤原氏との間に相論がおきている。本節では、この相論過程の考察を通して、当該期禰寝院南侯における大隅国正八幡宮支配の持つ意味について考察していきたい。

平安末期禰寝院南侯をめぐる建部・藤原氏の相論開始に関係する文治三年（一一八七）十一月 日付大隅国正八幡宮神官等解状写⁽³⁷⁾を史料⑥として掲げる。

史料⑥

(1) 正八幡宮神官等解、申請、本家政所裁事、

(2) 請殊且依度度大府宣府國施行、且任先祖相傳所帶公驗理言上、鎌倉二位家裁下、為謀叛人菱刈郡重弘舎弟重信、以無道、申賜御下文、令押領御神領称寝院南侯田畠山野等子細状、

副進、地頭等解状并公驗調度證文等、

右、謹検案内、件南侯地頭職者、大隅國在廳頼清先祖相傳所帶也、彼頼清死去之刻、處分數子、領掌之間、敢無他妨、而以先年之比、寄進當宮畢、隨則勒子細、言上大府之日、任寄文状、所被成進宮大府宣并府國施行等也、(3) 爰重信伯父高平、去承安三年之比、構諸謀計、賜大府宣、依欲令押領、重言上之日、可停止高平濫妨之由、又大府宣顯然也、於巨細者、見于度度大府宣府國施行并地頭等解状、望請本家政所裁、且依先判等状、且任相傳調度文書理、言上鎌倉二位家、停止彼重信非職、以本地頭為令勤行佛神事、勒状言上如件、以解、

文治三年十一月 日 祝 柴 嶋「則重」

(以下略)

史料⑥の下線部(3)を見ると、平安末期の承安三年(一一七三)大隅国菱刈郡住人重信の伯父高平が大府宣を賜り禰寝院南俣を領有した事が分かる。大府宣とは、在京の大宰府長官が大宰府の在庁官人に対して出す文書形態である⁽³⁸⁾。承安三年時点での大宰大弼は、藤原重家である⁽³⁹⁾。藤原重家は関白藤原基房と関係深い人物で、当該期関白基房は大宰府を知行していたと考えられている⁽⁴⁰⁾。高平は藤原氏で⁽⁴¹⁾、当該期高平が領有していたと考えられる菱刈郡は島津荘寄郡と考えられる事⁽⁴²⁾。藤原(菱刈)高平は、大隅国正八幡宮側への年貢納入を怠っている事から、島津荘側の領主として大宰府側に働きかけ、大府宣を得たのではないかと考えられる⁽⁴³⁾。

「請被殊任尼心妙解状旨、為同妹尼西念、不帯指證文、成非論由子細状」・「親父故税所清貞存生時、心妙得分讓状明白也」・「清貞死去後、為處分小名、乍為女身以夫高平被南俣押領之事、遠近普通無隱事也」と記載されているように⁽⁴⁴⁾に、高平は建部清貞の娘尼西念の夫である。高平は、妻西念の働きかけもあり、禰寝院南俣の領有権を主張した。高平の禰寝院南俣領有に脅威を感じた建部清房は、又従兄弟にあたる親清⁽⁴⁵⁾とともに高平・重妙兄弟を殺害した⁽⁴⁶⁾。この後建部清房は、九州を掌握した平氏⁽⁴⁷⁾に与同したと考えられる。清房は、宣旨の使者時遠に矢を射かけ、随行者達を殺害した罪で時遠に殺された⁽⁴⁸⁾。時遠は、後白河院の使者であったと考えられる。

禰寝院南俣の領有権をめぐる建部氏と藤原(菱刈)氏との争いは、史料⑥からも窺えるように鎌倉初期も継続した。建部氏は、大隅国一宮である大隅国正八幡宮の支援を得て、藤原(菱刈)氏との相論を続けた。前述のように大隅国正八幡宮が建部氏を支援した理由は、藤原(菱刈)氏は大隅国正八幡宮側に対する年貢納入を怠るからである。

鎌倉初期禰寝院南俣は、藤原(菱刈)氏の支配下にあった。大隅国建久凶田帳禰寝院南俣項＝前掲史料②を見ると、建部氏は禰寝(院)南俣郡本に対する支配権を失っている。また他の大隅国正八幡宮領と同様地頭として掃部頭(中原親能)⁽⁴⁹⁾が任命されている。また当該期禰寝院南俣は、菱刈重俊が領有している。

当該期菱刈氏は、恐らくは平氏側と結んだ建部氏と競合し、鎌倉幕府側であった事を主張し相論を展開していた⁽⁵⁰⁾。これに対して建部氏は、大隅国衙や大隅国正八幡宮の支援を得て菱刈氏と禰寝院南俣の領有権をめぐり争っていた。

建仁三年(一二〇三)建部氏は源頼家から、菱刈重延が死去した事を契機として禰寝院南俣地頭に補任されている⁽⁵¹⁾。しかし本関東下文写は、文言が不自然で内容に疑念が残る。本文書が発給された後大隅国司・大隅国衙留守所や石清水八幡宮・大隅国正八幡宮は建部清重に禰寝院南俣の領有を認める文書を発給した⁽⁵²⁾。禰寝院南俣の領有をめぐる相論当事者である菱刈重延の死去に乗じて建部清重を支援する大隅国司・留守所や石清水八幡宮・大隅国正八幡宮は、建部清重に禰寝院南俣を領有させる既成事実を作る事を意図していたと考えられる。

菱刈重能は、建部清重の禰寝院南俣領有を認めた関東下文写は謀書であると訴えた。鎌倉幕府執権北条義時は、建部氏と菱刈氏の相論が決着するまでは禰寝院南俣を菱刈重能が領有する事には反対し、建部清重が領有する事を認めた⁽⁵³⁾。この関東御教書を受けて、大隅国衙留守所や石清水八幡宮・大隅国正八幡宮は建部清重に禰寝院南俣の領有を認める文書を発給した。こうして大隅国衙や石清水八幡宮・大隅国正八幡宮は、建部清重の禰寝院南俣支配に関する既成事実を積み重ねていった。この結果建部清重は、承元四年(一二一〇)までには禰寝院南俣の領有権を回復した⁽⁵⁴⁾。

平安末の内乱時結果的に平氏方に与同した事により建部氏は、禰寝院南俣の領有権を剥奪された。しかし建部氏は、鎌倉前期に禰寝院南俣の領有権を回復した。建部氏は何故禰寝院南俣の領有権を回復で

きたのか、その理由を考察したい。

建部氏は、大隅国衙や大隅国正八幡宮・石清水八幡宮の支援を受けていた。当該期石清水八幡宮は、源頼朝とも関係を強化していた。元暦元年（一一八四）一月成清は、宇佐宮弥勒寺講師職・喜多院司職に補任されている⁽⁵⁵⁾。成清の弟子（子）である祐清は⁽⁵⁶⁾、正治元年（一一九九）宇佐弥勒寺・喜多院・大隅国正八幡宮検校職に補任されている⁽⁵⁷⁾。

成清・祐清は源頼朝の支援を受けていて⁽⁵⁸⁾、建部氏は大隅国正八幡宮を介して石清水八幡宮と関係を持ち、鎌倉幕府に対しても石清水八幡宮から働きかけてもらえる立場であった。この結果鎌倉前期幕府は、建部氏側に対して好意的に対応したと考えられる。建部氏は、大隅国正八幡宮の社領の領主であった。建部氏は、大隅国正八幡宮と結びつく事により、鎌倉幕府に対する発言権を持つ石清水八幡宮と連なる事ができ、禰寝院南侯の領有権を回復する事が可能になったと考えられる。

本節では、平安末期から鎌倉前期に至る禰寝院南侯をめぐる建部氏と藤原（菱刈）氏との相論を通して、大隅国正八幡宮の禰寝院南侯支配の意味について考察した。その結果大隅国正八幡宮の社領領主建部氏は、大隅国正八幡宮を通して鎌倉幕府に発言力を有す石清水八幡宮と関係を持つ事ができ、禰寝院南侯の領有権を取り戻す事ができたと考えられる事を明らかにした。

第二節 禰寝院南侯の持つ特質。

平安末期から鎌倉前期にかけて、大宰府の府官系に出自を有すと推測される建部氏が大隅国衙の在庁官人と想定される藤原氏に入婿し、その後一二世紀前期は建部氏と姻族平氏、一二世紀後期には建部氏と姻族藤原氏との間で禰寝院南侯の領有権をめぐる相論が発生している。

本節では、禰寝院南侯の領有をめぐる何故当該期に相論が起こるのか、その理由を考察したい。

中世南九州における港については、柳原敏昭氏により研究され、全体像が提示されている⁽⁵⁹⁾。柳原氏が作成された中世薩摩・大隅両国の港に関する図表を図表②として掲げる。

図表②に、当該期禰寝院南侯に属していた地域に、禰寝（根占）港の存在が記載されている。禰寝港の存在が鎌倉後期に確認されている。この事から禰寝院南侯は、平安末期から鎌倉前期において交易拠点であった可能性があるのではないかと思う。

今まで建部（禰寝）氏に関する研究では交易についてはほとんど触れられていないが⁽⁶⁰⁾、今後は建部氏の領主制を考察していく上で交易にも注目する必要がある。また農業以外の諸産業にも注目していかなければならない。今まで見落とされてきた部分についても、網野善彦氏が提起しているように分析・検討していく必要があると思う⁽⁶¹⁾。

今後多面的な視覚で建部（禰寝）氏を研究していけば、様々な建部氏の動きが見えてくると思う。恐らく中世前期建部氏は、交易に深く関わっていたと想定される。対中国交易とともに対南島交易についても考察していく必要がある⁽⁶²⁾。

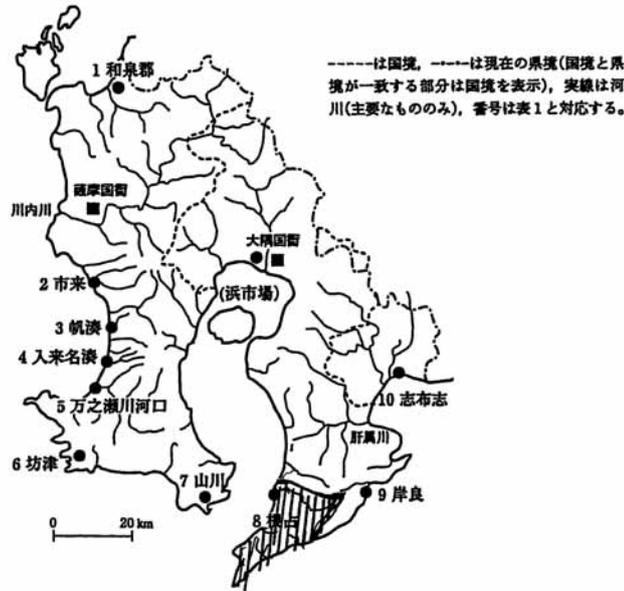
現時点における中世禰寝院南侯を支配する意味は、直接的な年貢収入だけではなく、交易収入の獲得があったと考えられる。それも中国との貿易収益だけではなく、南島との交易収益も一定程度獲得できたのではないかと考えられる。それ故幾度となく禰寝院南侯の領有権をめぐる相論が起き、長期間争われる事になったと考えられる。また交易上の要地であったからこそ、大宰府も大宰府の府官に出自を有する建部氏を下向させて大隅国衙の在庁官人である藤原氏に入婿させ、禰寝院南侯を大宰府領化したのではないかと考えられる。

本節では、禰寝院南侯を支配する意味について考察した。その結果禰寝院南侯は、対中国・対南島交易の重要港である可能性があり、禰寝院南侯を支配する事により交易・貿易の利潤を獲得する事が可能

表1 中世前期南九州の港(一次史料に港であった徴証がある場所)

番号	港名	現在地	中世の所在地	立地	典拠
1	(和泉郡)	出水市付近	薩・和泉郡	米ノ津川河口か	天承2. 7. 21僧経覚解
2	(市来)	いちき串木野市	薩・市来院	八房川河口か	正和3. 11. 27鎮西下知状
3	帆湊	日置市	薩・日置北郷	大川河口	元亨4. 8. 21薩摩国伊作荘并日置北郷領家地頭和与状*1
4	入来名湊	日置市	薩・伊作荘	伊作川河口	元亨4. 8. 21薩摩国伊作荘并日置北郷領家地頭和与状*1
5	(万之瀬川河口)	南さつま市	加世田別府・阿多郡	万之瀬川河口	宝治1. 10. 25関東下知状
6	坊津	南さつま市	薩・河辺郡, 加世田別府	湾	嘉元4. 4. 14千竈時家謨状
7	(山川)	指宿市	薩・指宿院	湾	文暦2. 8. 28関東下知状*2
8	(根占)	南大隅町	大・禰寝院南俣	雄川河口	嘉元3. 12. 3大隅守護北条時直書下
9	(岸良)	肝付町	大・肝属郡	久保田川河口	文保1. 5. 22大隅守護北条時直書下
10	志布志津	志布志市	日・教二院	前川河口	正和5. 11. 3沙弥蓮正打渡状

「中世の所在地」欄の薩は薩摩国, 大は大隅国, 日は日向国。
 「典拠」欄の*1は「島津家文書」1-550, *2は「中世指宿郡・指宿氏関係史料」15(『指宿市誌』)。他は本文参照。



地図2 中世前期南九州の港

図表② 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日本史研究』448、平成11年)に拠り一部修正。

であったために、領有権をめぐる相論が展開した可能性がある事を指摘した。

本章では、第一節で大隅国正八幡宮の社領領主建部氏が、大隅国正八幡宮に結びつく事により禰寝院南俣の領有権を取戻す事ができた経緯を、第二節で禰寝院南俣を支配する事により交易・貿易利潤を獲得しえた可能性がある事を指摘した。

本稿では、禰寝院を素材として、大隅国における建久凶田帳に記載された状態が形成される過程について考察した。但し禰寝院の場合は、建久凶田帳に記載された時点より後まで在地動向が変化するので、本稿では建部氏が禰寝院南俣の領有権を回復した時点まで考察してみた。

今回禰寝院について考察しながら、農業以外の諸産業の持つ意味の大きさや交易・貿易の重要性について痛感した。この方面については、残念ながら今後の課題としなければならない。多くの課題を持ち、

今後これらの課題に取り組む事を覚悟しつつ筆を置きたいと思う。

注

- (1) 網野善彦「荘園公領制の形成と構造」(竹内理三編『体系日本史叢書⑥ 土地制度史Ⅰ』山川出版社, 昭和四八年, 平成三年に同『日本中世土地制度史の研究』塙書房, 同二〇年に同『網野善彦著作集③ 荘園公領制の構造』岩波書店に各々再録)等。但し近年, 荘園公領制の概念に対する異論も出されている。
- (2) 網野善彦「若狭国における荘園制の形成」(竹内理三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』吉川弘文館, 昭和四四年, 平成三年に同『日本中世土地制度史の研究』, 同二一年に同『網野善彦著作集④ 荘園・公領の地域展開』岩波書店に各々再録), 石井進「中世国衙領支配の構造」(『信濃』二五—一〇, 昭和四八年, 平成一六年に同『石井進著作集④ 鎌倉幕府と北条氏』岩波書店に再録, 網野善彦「荘園公領制の形成」・「荘園公領制の盛衰」(岐阜市編『岐阜市史 通史編 原始・古代・中世』岐阜市, 昭和五五年, 平成三年に同『日本中世土地制度史の研究』, 同二一年に同『網野善彦著作集④ 荘園・公領の地域展開』に各々再録), 同「尾張国の荘園公領と地頭御家人」(御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館, 昭和五六年, 平成三年に同『日本中世土地制度史の研究』, 同二一年に同『網野善彦著作集④ 荘園・公領の地域展開』に各々再録), 同「甲斐国の荘園・公領と地頭・御家人」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二五, 平成二年, 同一五年に同『甲斐の歴史をよみ直す 開かれた山国』に, 同二一年に同『網野善彦著作集④ 荘園・公領の地域展開』に各々再録), 工藤敬一『荘園公領制の成立と内乱』(思文閣出版, 平成四年), 第Ⅰ編所収諸論文, 網野善彦「能登国の荘園・公領と地頭・御家人」(神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究会編『奥能登と時国家 研究編Ⅰ』平凡社, 平成六年, 同二一年に同『網野善彦著作集④ 荘園・公領の地域展開』に各々再録), 錦織勤『中世国衙領の支配構造』(吉川弘文館・平成一七年)等。
- (3) 石井進「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係—諸国大田文の作成を中心として—」(『史学雑誌』六六—一一, 昭和三二年, 同四五年に同『日本中世国家史の研究』岩波書店, 平成一六年に同『石井進著作集① 日本中世国家史の研究』岩波書店に各々再録)。
- (4) 工藤敬一「九州荘園の成立と源平争乱」(井上辰雄編『古代の地方史① 西海編』朝倉書店, 昭和五二年, 平成四年に同『荘園公領制の成立と内乱』塙書房に再録)。
- (5) 拙稿「荘園公領制の形成過程に関する一考察—大隅国の場合—」『熊本史学』六八・六九合併号, 平成四年), 同「薩摩国における荘園公領制の形成過程」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』五三, 平成一四年), 同「大隅国における建久凶田帳体制の成立過程」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』六〇, 平成二一年)。
- (6) 五味克夫「大隅国建久凶田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」(『日本歴史』一四二, 昭和三五年)。
- (7) 『国立歴史民俗博物館研究報告(二〇) 共同研究「古代の国府の研究」(続)』(国立歴史民俗博物館, 平成元年), 国府研究の現状(その二), 西海道, 大隅国府(研究状況)項。
- (8) 『日本歴史地名大系(四七) 鹿児島県の地名』(平凡社, 平成一〇年), 大隅国肝属郡川上郷項。
- (9) 『日本歴史地名大系(四七) 鹿児島県の地名』, 大隅国大隅郡大阿郷項。
- (10) 『日本歴史地名大系(四七) 鹿児島県の地名』, 大隅国大隅郡禰覆郷項。
- (11) 『日本歴史地名大系(四七) 鹿児島県の地名』, 大隅国肝属郡鷹麻郷項。
- (12) 坂本賞三『(塙選書九二) 荘園制成立と王朝国家』(塙書房, 昭和六〇年), 第三章後期王朝国家と荘園, 第一節後期王朝国家体制, (二) 郡郷制の改編。
- (13) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ(一)』(鹿児島県, 昭和六三年), 禰覆文書, 史料番号六三七号, 以下禰—六三七と略記する。
- (14) 坂本賞三『(塙選書九二) 荘園制成立と王朝国家』(塙書房, 昭和六〇年), 第三章後期王朝国家と荘園, 第一節後期王朝国家体制, (二) 郡郷制の改編。

- (15) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会, 昭和四七年), 第三章郡郷制の改編と別名制の創設。森本正憲『九州中世社会の基礎的研究』(文献出版, 昭和五九年), 第一章中世的郡郷制の成立。拙稿「荘園公領制の形成過程に関する一考察—大隅国の場合—」等。
- (16) 小川弘和「摂関家領島津荘と〈辺境〉支配」(『熊本学園大学論集総合科学』一三—二, 平成一九年)。
- (17) 私は、小川氏の指摘を真摯に受け止めつつも、大隅国内において一一世紀初頭から郡郷制が改編されたと考えるためには更に傍証が必要であると考え。現時点では、大隅国内における郡郷制改編の時期は一一世紀半ばであると考えておきたい。
- (18) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。
- (19) 小川弘和「摂関家領島津荘と〈辺境〉支配」。
- (20) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ(一〇)』(鹿児島県, 平成一七年), 桑幡家文書, 史料番号一一五号, 以下桑一一五と略記する。
- (21) 桑一一四, 暦応二年(一三三九)一二月 日付(大隅国)正八幡宮講衆・殿上等訴状案。猶この史料及び大隅国正八幡宮の社領形成過程は大隅国正八幡宮の末社配置の順から推定できる事については、香川大学教育学部教授田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (22) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。同「島津庄大隅方鹿屋院小考」(『鹿児島大学法文学部紀要文学部論集』一, 昭和四〇年)。
- (23) 禰一六三八。但し傍線・番号は、筆者が付したものである。
- (24) 以前私は、禰寢院北侯の島津荘寄郡化の時期は、一二世紀前期の鳥羽院政権であると考えていた。しかしその後小川弘和氏の指摘(「摂関家領島津荘と〈辺境〉支配」)を受け、現在は禰寢院北侯の島津荘寄郡化の時期は一二世紀初期の白河院政権であると考えを修正している。
- (25) 小川弘和「摂関家領島津荘と〈辺境〉支配」。
- (26) 拙稿「国内領主と一宮制との関係—建部氏と大隅国衙・正八幡宮との関係—」(『鹿児島大学社会科教育学会研究年報』一, 平成七年), 同「治暦五年正月二十九日付藤原頼光所領配分帳案に関する一考察」(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集(三)』鹿児島県, 平成一三年), 付録『旧記雑録月報』二二。
- (27) 野口実「鎮西における平氏系武士団の系譜的考察」(『鹿児島経済大学社会学部論集』一〇—一, 平成三年, 同六年に同『中世東国武士団の研究』高科書店に再録)。
- (28) 正木喜三郎「府領形成の一考察」(『西日本史学』一八, 昭和四一年, 平成三年に同『大宰府領の研究』文献出版に再録), 同「大宰府領形成の歴史的背景—大宰府の変質と荘園公領制—」(『東海大学紀要文学部』五二, 平成二年, 同三年に同『大宰府領の研究』に再録)。
- (29) 禰一六三九, 保安二年六月一日付大隅国正八幡宮下文写。但し傍線・番号は、筆者が付したものである。
- (30) 拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合—」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館, 平成二年)。
- (31) 拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」(『年報中世史研究』三一, 平成一八年)。
- (32) 正木喜三郎「府領考」(竹内理三編『九州史研究』御茶の水書房, 昭和四三年, 平成三年に同『大宰府領の研究』に再録)。
- (33) 拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合—」。
- (34) 拙稿「国内領主と一宮制との関係—建部氏と大隅国衙・正八幡宮との関係—」においては、禰寢院南侯を大隅国正八幡宮に寄進した人物は建部親助であると考えた。しかしこの点については、禰寢院南侯を大隅国正八幡宮に寄進したのは頼清に修正したい。但し親助は佐多氏の祖先であると考えられるので(拙稿「建部姓佐多氏系譜再考」

- (『鹿児島中世史研究会報』五一，平成八年)，佐多地域は親助が寄進した可能性を留保したい。
- (35) 野口実「鎮西における平氏系武士団の系譜的考察」。
- (36) 禰一五三七，久安三年(一一四七)七月一日付前大隅掾建部親助申状写に拠れば，平行道の子忠家が訴訟を継続させているが，大勢に影響はなかったと考えられる。
- (37) 禰一六四五。但し傍線・番号は，筆者が付したものである。
- (38) 佐藤進一『新版 古文書学入門』(法政大学出版局，平成九年)，第三章古文書の様式，第二節公家様文書，(三)庁宣・大府宣。
- (39) 田中篤子「大宰帥・大宰大貳補任表」(『史論』二六・二七，昭和四八年)。
- (40) 五味文彦「院政期知行国制度の基礎的研究－知行国の変遷と分布－」(『史学雑誌』九二一六，昭和五八年，翌五九年に同『院政期社会の研究』山川出版社に再録)。
- (41) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺諸氏系譜(一)』(鹿児島県，昭和六四年)，付録『旧記雑録月報』一一，建部清忠解状断簡。
- (42) 大隅国建久凶田帳(五味克夫「大隅国建久凶田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」)に拠れば，菱刈郡は島津荘寄郡である。猶五味克夫「大隅の御家人について(下)」(『日本歴史』一三一，昭和三四年)も参照。
- (43) 当該期関白藤原基房は，島津荘を伝領してはいない。しかし藤原高平は，島津荘域の領主である事を活用して関白藤原基房に接近した可能性はあると思うし，むしろ基房側は，島津荘を伝領していないからこそ，南九州に勢力を植え付ける目的で高平を支援した可能性はあると思う。
- (44) 禰一七七五，承元四年(一一一〇)五月 日付大隅国在庁官人解状。
- (45) 建部親清の建部氏一族内における系譜は，拙稿「建部姓佐多氏系譜再考」(『鹿児島中世史研究会報』五一，平成八年)を参照。
- (46) 建部清忠解状断簡。
- (47) 石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(『史学雑誌』六八一，昭和三四年，同四五年に同『日本中世国家史の研究』岩波書店，平成一六年に同『石井進著作集(一) 日本中世国家史の研究』岩波書店に各々再録)，飯田久雄「平氏と九州」(竹内理三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』)等。
- (48) 建部清忠解状断簡。
- (49) 五味克夫「大隅国建久凶田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」。
- (50) 建部清忠解状断簡。
- (51) 禰一一，建仁三年(一一〇三)七月三日付関東下文案写。
- (52) 禰一三，建仁三年(一一〇三)八月 日付大隅国司庁宣写，禰一四，建仁三年一〇月三日付大隅国留守所下文写，禰一二八〇，建仁三年八月 日付宇佐弥勒寺寺家公文所下文写，禰一二六八，大隅国正八幡宮公文所下文写。
- (53) 禰一五，(建永二年(一一〇七))二月二九日付関東御教書写。
- (54) 禰一七七五，承元四年五月 日付大隅国在庁官人解状に「清貞死去後，為處分小名，乍為女身以夫高平被南俣押領之事，遠近普通無隱事也，不叶始終，于今本領主知行之」と記載されている。
- (55) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇(三)』(宇佐神宮庁，昭和六一年)，六〇五～六〇六頁。
- (56) 伊藤清郎「石清水八幡宮における紀氏門閥支配の形成について」(『歴史』四九，昭和五一年，平成一二年に同『中世日本の国家と寺社』高志書院に再録)。
- (57) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇(四)』(宇佐神宮庁，昭和六二年)，四二九～四三〇頁。
- (58) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇(三)』，六〇三～六〇五頁。
- (59) 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日本史研究』四四八，平成一一年)。
- (60) 水上一久「中世讓状に現われたる所従について」(『史学雑誌』六四一七，昭和三〇年，同四四年に同『中世の荘

園と社会』吉川弘文館に再録), 小園公雄「大隅国禰寝氏の惣領制」(『鹿児島中央高等学校研究紀要』四, 昭和四一年, 平成一〇年に同『南九州の中世社会』海鳥社に再録)等。

- (61) 網野善彦『日本の歴史00巻「日本」とは何か』(講談社, 平成一二年, 同二〇年に同『網野善彦著作集(一七)「日本」論』岩波書店に再録)。
- (62) 中世南九州における南島交易の重要性については, 小川弘和「摂関家領島津荘と〈辺境〉支配」に指摘されている。